

2024年5月29日

各 位

会社名 文化シャッター株式会社

代表者名 代表取締役社長 小倉 博之

(コード番号 5930 東証プライム)

問合せ先 CSR統括部長 森淳

(TEL 03-5844-7330)

(開示事項の経過) 上告の提起及び上告受理申立てに関するお知らせ

2024年5月16日付「損害賠償請求訴訟の判決(控訴審)に関するお知らせ」にて公表いたしました訴訟の判決につきまして、当社は最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てを行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 上告の提起及び上告受理の申立てを行った裁判所及び年月日
 - (1) 裁判所 最高裁判所
 - (2) 年月日 2024年5月29日
 - (3) 当事者 上訴人兼上告受理申立人 当社 被上訴人兼相手方 日本 I BM株式会社

2. 上告の提起及び上告受理の申立てに至る経緯

当社が日本 I BM株式会社を相手方とし、システム開発プロジェクトの中止に係る損害賠償請求をしておりました訴訟につきまして、2024年5月16日付「損害賠償請求訴訟の判決(控訴審)に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、東京高等裁判所において判決の言渡しがあり、一部を除き当社の主張がほぼ認められております。

本件は、当社が当該判決の一部を不服として、最高裁判所へ上告の提起及び上告受理の申立てを行ったものです。

なお、日本 I BM株式会社も、2024年5月17日付で上告及び上告受理申立てを行っております。

3. 今後の見通し

当社は、最高裁判所での上告審においても、当社の主張が認められるよう、引き続き当社の 正当性を主張してまいります。

なお、本件が当社の業績に与える影響等につきましては、現時点で未確定であります。今後、 開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以上